

地方競馬全国協会 会報

第 261 号 平成 17 年 1 月

目 次

競馬関係

登録関係 馬主及び馬の登録数調べ

研修関係 研修実施状況（平成 16 年 10 月～12 月）

規程関係

協会業務規程 地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正

協会への通知等

省令等 競馬法の一部を改正する法律の施行について

人事 平成 17 年 1 月

できごと 平成 17 年 1 月

馬主および馬の登録数調べ

平成16年12月分

登録件数等

区分	登録	抹消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬主	68	7	1	6			1
馬	310	386	1		263	6	7

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2歳	122	3	125	0	125
3歳	120	0	120	0	120
4歳	34	1	35	0	35
5歳	18	0	18	0	18
6歳以上	12	0	12	0	12
計	306	4	310	0	310

ただし、登録事項の変更及び抹消については12月中に事務処理済みの件数である。

研修実施状況（平成16年10月～12月）

平成16年度第5回騎手研修講座

平成16年10月19日（火） 1名

場所 名古屋競馬場裁決委員室

愛知県	吉田 稔
-----	------

平成16年度第2回調教師課程

平成16年11月16日（火）～12月10日（金）25日間 6名

場所 地方競馬研修館

埼玉県	小久保 智	兵庫県	山元 博徳
埼玉県	藪口 一麻	高知県	田中 伸一
千葉県	佐藤 厚弘		
千葉県	伊藤 健児		

平成16年度第3回調教師研修講座

平成16年12月24日（金） 2名

場所 地方競馬全国協会 会議室

岐阜県	山下 清春
石川県	宗網 泰彦

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則（昭和三十七年度達第四号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この達は、平成十七年一月一日から実施する。
- 2 この達の実施の際現に交付されている改正前の様式による馬登録証は、改正後の様式により交付された馬登録証とみなす。
- 3 この達の実施前の規定による馬主登録簿及び馬登録簿への記載は、改正後の規定により電磁的に記録されたものとみなす。

新	旧
<p>第二条 方法書第三条及び第十二条に規定する馬主登録簿及び馬登録簿への記載は、<u>電磁的に記録することをもつてこれに代えるものとする。</u></p> <p>第三条の三</p> <p>2 方法書第四条第三項第一号に規定する協会が別に指定する組合契約で定める事項及び当該組合契約が満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 組合契約が満たすべき基準</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 組合員のうちに他の法人格なき組合である馬主の組合員に該当する者がいないこと。 <u>ただし、当該組合員が個人である馬主の登録を受けている者であるときは、この限りでない。</u></p> <p>第八条 次に掲げる事項は、駐在員において処理することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 方法書第十七条の馬登録事項変更届に係る馬登録証の記載事項変更に関する事項</p> <p>様式第一 削除 様式第二 削除</p>	<p>第二条 方法書第三条及び第十二条に規定する馬主登録簿及び馬登録簿の様式は、それぞれ様式第一及び様式第二のとおりとする。</p> <p>第三条の三</p> <p>2 方法書第四条第三項第一号に規定する協会が別に指定する組合契約で定める事項及び当該組合契約が満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 組合契約が満たすべき基準</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 組合員のうちに他の法人格なき組合である馬主の組合員に該当する者がいないこと。</p> <p>第八条 次に掲げる事項は、駐在員において処理することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十七条の馬登録事項変更届に係る馬登録証の記載事項変更に関する事項</p> <p>様式第一 (略) 様式第二 (略)</p>

新

旧

様式第四 馬登録証 (A4版)

様式第四 馬登録証

表 馬登録証

第1葉表

登録番号 年月日	地方競馬全国協会之印	
馬名		
変更馬名 年月日		
血統登録年月日		
血統登録	年生第	号 年 月
	性 毛色	生 年 月 日
品種	年 月	
アラブ血量 %		
特徴		
母馬所有者	住所	
	氏名	
生産牧場	住所	
	氏名	
産地		
父 品種 (馬名)	品種 (父の父の)	品種(父の父の父の馬名) 品種(父の父の母の馬名)
	品種 (父の母の)	品種(父の母の父の馬名) 品種(父の母の母の馬名)
母 品種 (馬名)	品種 (母の父の)	品種(母の父の父の馬名) 品種(母の父の母の馬名)
	品種 (母の母の)	品種(母の母の父の馬名) 品種(母の母の母の馬名)
馬主登録番	馬主	持分
	(馬主又は共有代表馬主名) (共有馬にあってはその他の共	
住所		
飼養地		調教師

馬登録証

地方競馬全国協会

(注)

- 1) 用紙の大きさは、縦 9.3 センチメートル、横 16.8 センチメートルとする。
- 2) 第2葉以下において同じ。

地方競馬全国協会 印

新				旧			
裏				第1葉裏			
馬主変更及び登録事項の変更記載欄							
1	馬主の変更	5	馬主の変更	登録番号 年月日		地方競馬全国協会之印	
別記様式		別記様式		馬名			
				変更馬名 年月日			
				血統登録年月日			
				血統登録	年生第	号	年 月
					性	毛色	生 年 月 日
				品種	年 月		
				アラブ血量 %			
2		馬主の変更		特徴			
別記様式		別記様式		母馬所有者	住所		
					氏名		
				生産牧場	住所		
					氏名		
3		馬主の変更		産地			
別記様式		別記様式		父 品種 (馬名)	品種 (父の父の馬)	品種 (父の父の父の馬)	
					品種 (父の母の馬)	品種 (父の母の母の馬)	
				母 品種 (馬名)	品種 (母の父の馬)	品種 (母の父の父の馬)	
					品種 (母の母の馬)	品種 (母の母の母の馬)	
4		馬主の変更		馬主登録番	馬主		持分
別記様式		別記様式				(馬主又は共有代表馬主名)	
						(共有馬にあってはその他の共	
				住所			
				飼養地		調教師	
				(注) 1) この頁は、縦 16.8 センチメートル、横 9.3 センチメートルとする。(次頁以下において同じ。)			
				2) この頁は、馬登録簿の写真複製版をはり付けることによつてその記載に代えるものとする。			
登録 事項	変更年 月日印						

新					旧					
別記様式					第 2 葉表 登録事項の変更					
変更年月日					変更事項		変更年月日		地方競馬全国協会之印	
氏名・名称及び住所			持分 (%)		馬主登録番号					
馬主又は共有代表馬主 (住所)										
馬主又は共有代表馬主 (氏名)										
共有馬にあってはその他の共有馬主 / 持分 (%) / 馬主登録番号										
飼養地		調教師		地方競馬全国協会之印						
					第 2 葉裏 ~ 第 5 葉表					
					馬主の変更					
変更年月日										
氏名又は法人若しくは組合の名称並びに住所			持分 (%)		馬主登録番号					
馬主又は共有代表馬主 (住所)										
馬主又は共有代表馬主 (氏名)										
共有馬にあってはその他の共有馬主 / 持分 (%) / 馬主登録番号										
飼養地		調教師		地方競馬全国協会之印						
変更年月日										
飼養地		調教師		地方競馬全国協会之印						

競馬法の一部を改正する法律の施行について

(平成16年12月24日 16生畜第1982号)

(農林水産事務次官より地方競馬全国協会会長あて)

競馬法の一部を改正する法律(平成16年法律第86号。以下「改正法」という。)については、競馬法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第361号)及び競馬法施行規則の一部を改正する省令(平成16年農林水産省令第103号)等とともに、平成17年1月1日から施行されることとなったので、下記事項に留意の上、適正かつ円滑な運用に遺漏のないようにされたい。

以上、命により通知する。

記

第1 改正法の趣旨

我が国の競馬は、これまで我が国の経済の発展とともに成長してきたが、近年景気の低迷等に伴い売上の減少が続いている状況にあり、中央競馬については平成9年のピーク時の80パーセントの水準にまで売上げは減少し、地方競馬については平成3年のピーク時の半分の水準にまで売上げは減少してきており、13年度以降で6団体が競馬事業から撤退している状況となっている。

このため、競馬事業の収支改善を図ることにより、本来の競馬事業の目的である国及び地方の財政への寄与等の公益への一層の貢献を図っていくことが求められている。

このような状況を踏まえ、

競馬の実施に関する事務の私人等への委託、重勝式勝馬投票法の導入等、競馬の実施に係る規制を緩和し競馬主催者が自主的に事業収支改善を行える範囲の拡大

地方競馬主催者(都道府県又は指定市町村)が事業収支改善計画を作成して行う事業収支の改善に対する支援等、地方競馬主催者の事業収支改善努力を支援するための措置の導入

等の措置を講ずることとし、競馬法(昭和23年法律第158号。以下「法」という。)の一部が改正されたものである。

第2 競馬の実施に係る規制緩和等

1 競馬実施事務委託制度の見直し

(1) 制度の趣旨

競馬の実施に関する事務については、経費の削減を図るとともに、勝馬投票券発売の広域化を図る必要があり、また、民間のノウハウの活用によるファンへのサービス

の向上も期待されることから、今回、競馬実施事務委託制度の見直しを行うこととされた。

(2) 中央競馬の実施に関する事務の委託

中央競馬の実施に関する事務については、従来委託が認められていなかったところであるが、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）は、都道府県、市町村又は私人に、競馬の実施に関する事務を委託することができることとされた（法第3条の2）。

競馬会が委託することができる競馬の実施に関する事務は、具体的には、勝馬投票券の発売並びに払戻金及び返還金の交付を行うこと、競馬場内及び場外設備内の取締りを行うこと、入場料を徴収すること、これらに附帯する事務を行うこととされた（競馬法施行令（昭和23年政令第242号。以下「令」という。）第3条第1項）。

(3) 地方競馬の実施に関する事務の委託

地方競馬については、従来から認められている都道府県又は市町村に加え、競馬会及び私人にも競馬の実施に関する事務を委託することができることとされた（法第21条）。

都道府県又は指定市町村が委託することができる競馬の実施に関する事務は、具体的には、以下のとおりとされた。

ア 他の都道府県若しくは市町村、競馬会又は私人に対しては、(2)の から までの競馬の実施に関する事務（令第17条の3第1項）

イ 他の都道府県若しくは指定市町村又は競走の実施に関する事務を行うことを目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「競走実施公益法人」という。）に対しては、競走を実施すること、これに附帯する事務を行うこと（以下「競走の実施に関する事務」という。）（令第17条の3第2項）

なお、競走の実施に関する事務には、例えば、競馬番組の決定、出走申込み受付、ハンデキャップの決定、検量、発走の合図、到達順位の判定の事務が含まれることになる。

(4) 競走の実施に関する事務の委託の承認

競走の実施に関する事務については、農林水産大臣の承認を要することとされたが、当該承認については、委託の相手方が当該事務を適正に実施できると認められる場合に行うこととしている（令第17条の3第3項）。

上記の承認の申請をしようとする都道府県又は指定市町村は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付されたい。

ア 競走の実施に関する事務を委託しようとする相手方

イ 委託しようとする競走の実施に関する事務の範囲

ウ アの者がイの事務を公正かつ円滑に行うことができると認められる根拠

なお、アの者が競走実施公益法人の場合には、当該競走実施公益法人の定款又は寄

附行為についても提出されたい。

競走実施公益法人については、都道府県又は指定市町村が単独で活用するほか、複数の都道府県又は指定市町村が共同で1つの競走実施公益法人を活用することにより経費の削減を図ることも考えられるものである。

(5) 競馬の実施に関する事務を委託することができない私人

競馬の公正の確保のため、一定の私人に対しては競馬の実施に関する事務を委託することができないこととされた（令第3条第2項及び第17条の3第10項、競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号。以下「規則」という。）第3条及び第30条）。

なお、競馬会、都道府県又は指定市町村は、暴力団関連情報の収集についての協力を警察に求めることができることとされており、必要に応じて都道府県警察本部に照会されたい。なお、その場合には、委託しようとする相手方について次の情報が必要となるので、留意されたい。

ア 委託しようとする相手方が個人の場合

氏名、性別、住所、生年月日

イ 委託しようとする相手方が法人の場合

法人名、主たる事務所の所在地

全役員の氏名、性別、住所、生年月日

(6) 競馬主催者の責任

競馬会、都道府県又は指定市町村は、競馬の実施に関する事務を私人に委託した場合であっても、競馬主催者としての基本的な責任を負い、当該私人に対し必要な監督を行うこととなるものである。

したがって、競馬会、都道府県又は指定市町村は、競馬の実施に関する事務を委託する場合には、例えば委託の際の基準を設定するほか、適切な委託契約を締結することなどにより、当該事務が確実に実施されるよう十分留意するとともに、委託契約を通じ委託の相手方に対し必要な監督を行うことにより、競馬の公正かつ円滑な実施の確保を図られたい。

なお、競馬会、都道府県又は指定市町村は、競馬の実施に関する事務の委託をするに際しては、競馬事業に関し警察署との間で合意されている事項が引き続き遵守されるようにされたい。

(7) 競馬の実施に関する事務を委託する際の留意事項

競馬の実施に関する事務を委託する際には、採算性の向上についても考慮し、経費の削減が図られるよう努められたい。

入場券の作成については、これまで委託することができない競馬の実施に関する事務とされていたところであるが、今回の競馬実施事務委託制度の見直しに伴い、入場料の徴収に附帯する事務として委託できる事務と整理されているところである。

(8) 警察協議の取扱い

今回の法改正に伴い、従来の警察との協議のあり方についても整理し、今後は以下

のように取り扱うこととされた。

ア 競馬の実施に関する事務の委託は、令第17条の3第8項の規定により委託をしようとする場合を除き警察協議は要しないこと

イ 競馬会、都道府県又は指定市町村が場外設備を設置するに当たり警察署に協議した場合、又は、事情の変更に伴い場外設備の設置の際に警察署と確認した内容について再協議した場合であって、農林水産省により警察庁に対し、当該警察署への指導を申し入れた場合においては、警察庁においては当該申入れに対し誠実に対応すること

(9) 関連規定の整備

競馬実施事務委託制度の見直しに伴い、農林水産大臣等による競馬の停止命令、勝馬投票券の購入等の制限等の規定が整備された（法第24条の2、第29条等）。

2 入場料徴収義務規定の見直し

競馬会、都道府県又は指定市町村は、競馬場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、農林水産大臣の承認を受けた場合には、入場料の徴収を要しないものとされ、特定日において一般の人が無料で競馬場に入場できることとされた（法第4条及び22条）。

上記の承認の申請をしようとする競馬会、都道府県又は指定市町村は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付されたい。

ア 入場料を徴収しないこととする年月日及び競馬場

イ 入場料を徴収しないこととする理由

ウ 入場料を徴収しない日において競馬場内の秩序が図られるとする根拠

なお、当該承認に当たっては、入場料無料措置が過度の実施ではなく、競馬主催者の収入に大きな影響を及ぼすものでないことについても併せて確認することとしている。

また、競馬会、都道府県又は指定市町村は、入場料を徴収しないこととした場合においても、競馬場からの暴力団排除の徹底等競馬場内の秩序の維持が図られるよう、万全を期されたい。

3 勝馬投票券の電磁的記録による代替

勝馬投票券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもって、その作成に代えることができることとされ、当該電磁的記録については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録されたものとされた（法第5条及び第22条、規則第5条及び第45条）。

4 重勝式勝馬投票法の導入

(1) 重勝式勝馬投票法の導入

売上げの減少が続く競馬の活性化のためには、魅力ある商品の導入を図ることが必要であり、複数の競走の1着馬等を同時的中させる勝馬投票法である重勝式勝馬投票法が導入された（法第6条及び第22条）。

具体的には、2重勝から5重勝までの単勝式勝馬投票法、2重勝馬番号2連勝単式勝馬投票法、2重勝普通馬番号2連勝複式勝馬投票法が導入された（規則第6条及び第45条）。

その他の重勝式勝馬投票法の種別については、競馬主催者の要望を踏まえ導入を検討することとしている。

(2) 重勝式勝馬投票法の勝馬投票券の発売方法等

重勝式勝馬投票法の勝馬投票券は、そのすべての競走に出走すべき馬が確定した後でなければ発売してはならないとされるとともに、その発売は、その最初の競走の発走の時までに締め切らなければならないこととされた（令第8条及び第17条の7）。

また、重勝式勝馬投票法の勝馬投票券の発売を締め切った後においては、勝馬投票券の発売枚数に加え、加算金がある場合にあっては当該加算金の額についても、競馬場内の一定の場所に掲示しなければならないこととされた（令第10条及び第17条の7）。

(3) 指定重勝式勝馬投票法

的中率の低い重勝式勝馬投票法については指定重勝式勝馬投票法とすることとし、特別の取扱い（加算金、払戻金の最高限度額）をすることとし、3重勝から5重勝までの単勝式勝馬投票法、2重勝馬番号2連勝単式勝馬投票法、2重勝普通馬番号2連勝複式勝馬投票法が指定重勝式勝馬投票法とされた（法第9条及び第22条、規則第10条及び第45条）。

(4) 指定重勝式勝馬投票法の実施の方法

指定重勝式勝馬投票法については、射倖心の過熱の防止に配慮するとともに、ファンへの加算金額についての的確な情報提供を図るため、1日1回に限り用いることができることとされた（規則第9条及び第45条）。

なお、馬番号3連勝単式勝馬投票法についての出走頭数の制限については廃止することとされた。

(5) 指定重勝式勝馬投票法における加算金

重勝式勝馬投票法は、その設計の仕方によっては的中率が低くなり、特払いが頻繁に生じおもしろみのないものとなるおそれがあることから、的中率の低い重勝式である指定重勝式勝馬投票法については、的中者がない場合には従来であれば特払いにより払い戻されていた金額を加算金として次の同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の払戻金原資として繰り越すこととされた（法第7条第2項、第9条第1項及び第22条）。

(6) 指定重勝式勝馬投票法における払戻金の最高限度額

指定重勝式勝馬投票法については、的中率が低いこと、また加算金制度を導入することにより、払戻金が高額になる可能性もあることから、払戻金の最高限度額が設け

られ（法第9条第2項及び第22条）その額については、券面金額10円の勝馬投票券1枚につき2千万円とされた（規則第11条及び第45条）。したがって、券面金額100円の勝馬投票券に対する払戻金の最高限度額は2億円となる。

(7) 指定重勝式勝馬投票法の実施を停止する場合の取扱い

競馬会、都道府県又は指定市町村が指定重勝式勝馬投票法の実施を停止する場合において、当該指定重勝式勝馬投票法であって最後に実施するものの勝馬投票に的中者がいないときの勝馬の決定の方法についての特例が設けられるとともに、払戻金の交付を行ってなお加算金に残余があるときは、その残余の額については、競馬会、都道府県又は指定市町村の収入とすることとされた（法第9条第4項及び第22条、規則第12条及び第45条）。

(8) 重勝式勝馬投票法の実施に当たっての留意点

重勝式勝馬投票法については、複数の競走を勝馬投票の対象としており、競馬主催者ごとにその対象となる競走が異なることが予想されるとともに、加算金の繰越先についてもファンに明確に示すことが必要となることから、その実施に当たっては以下の点に特に留意され、その公正かつ円滑な実施に万全を期されたい。

ア 重勝式勝馬投票法の対象となる競走について、広報活動を通じ、ファンに対して十分に周知すること

イ 指定重勝式勝馬投票法においては、加算金の繰越先について、広報活動を通じ、ファンに対して十分に周知すること

5 払戻率の見直し

勝馬投票の的中者に対する払戻金の払戻率は概ね75%であるが、平成3年より特別給付金制度が試行的に設けられており、単勝式及び複勝式の勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対する払戻金に概ね5%の上乗せをすることが認められてきた。

今回、恒久的制度とすることとし、単勝式及び複勝式の勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対し、従来の払戻率に5%以内で中央競馬及び地方競馬ごとに農林水産大臣が定める率を加えた率で、払戻金として交付することとされた（法第7条及び第22条）。

この農林水産大臣が定める率については、中央競馬にあつては100分の5、地方競馬にあつては、地方競馬の厳しい事業収支の状況にかんがみ、零とされた（平成16年農林水産省告示第2195号）。

単勝式及び複勝式の勝馬投票法の払戻率の見直しに伴い、特別給付金制度は廃止することとされ（改正法附則第5条）競馬会は、平成17年3月31日において特別給付金を廃止するものとし、その廃止の際特別給付資金に属する資産及び負債については、特別振興資金に帰属させるものとされた（改正法附則第6条）。

6 勝馬投票券の購入等の制限の見直し

今回の法改正により、勝馬投票券の購入又は譲受けの制限の対象から成年である学生

生徒は除外することとされた（法第28条）。

改正後においても、未成年の学生生徒が勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならないことに変更はなく、競馬会、都道府県及び指定市町村は、

ア 競馬の実施に係る広報に未成年者の勝馬投票券購入禁止について掲載すること

イ 勝馬投票券発売所において、未成年者の購入禁止の旨を記載したポスター、立看板等を掲示する等の広報を行うこと

ウ 勝馬投票券発売担当者及び警備担当者に、勝馬投票券を購入しようとする者のうち、未成年者と認められる者を発見したときは、その者に対し、年齢の確認をするよう指導すること

エ 勝馬投票券発売窓口付近等未成年者の勝馬投票券購入防止のために必要な場所に必要な数の警備担当者を配置すること

等その防止のための方策の実施に万全を期されたい。

また、勝馬投票券の発売等の事務を私人に委託した場合においても、委託の相手方との適切な分担の下、上記方策をとることが必要である。

第3 地方競馬における事業収支改善の促進

1 地方競馬全国協会への交付金の交付の特例

(1) 制度の趣旨

現在の地方競馬の状況は大変厳しく、多くの地方競馬主催者（都道府県又は指定市町村）の事業収支は赤字の状況となり、地方財政への貢献を果たし得ない状況となっており、競馬事業の収支改善を図っていくことが必要となっている。

このため、事業収支改善計画の作成・実施を条件として地方競馬主催者に対し一定期間の1号交付金の交付期限の延長を認めることとし、当該期間内に事業収支改善のための取組が地方競馬主催者によりなされることを通じて、地方競馬主催者の事業収支の改善を図り、将来における交付金の安定的な交付及び地方財政への寄与を図ることとされた。

また、交付金の猶予を受けて事業収支の改善に向けた様々な取組を行ってもなお、事業収支が十分に改善せず、競馬事業の継続が困難な場合にあっては、猶予された交付金を当該地方競馬主催者の撤退に要する経費に充てることとされた。

(2) 制度の概要

ア 交付金の交付の期限の延長

都道府県又は指定市町村は、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）に交付すべき1号交付金の交付を競馬の開催の終了した日から30日以内に行うことが著しく困難なときは、当該1号交付金の交付の期限を延長することができるものとされた（法第23条の2第1項、規則第34条）。

この場合において、当該1号交付金の交付の期限を延長しようとする都道府県又は指定市町村は、その交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間（以下

「特例期間」という。) 特例期間においてその交付の期限の延長をしようとする1号交付金の額の見込み、当該1号交付金の延長後の交付の期限(以下「特例期限」という。)等を記載した書類を添付して、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないものとするとともに、特例期間は3年を超えることができず、特例期限は特例期間の終了の日の翌日から起算して10年を超えることができないものとされた(法第23条の2第2項及び第3項等)。

上記の協議をしようとする都道府県又は指定市町村は、競馬の事業の収支の改善のための基本方針、競馬の事業の収支の状況、競馬の事業の収支の改善に必要な方策等を定めた事業収支改善計画を作成し、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、当該議決があったことを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならないものとされた(法第23条の2第4項、規則第37条)。

農林水産大臣は、上記の協議があった場合において、その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況等にあり、かつ、事業収支改善計画の確実な履行を通じて競馬の事業の収支の改善及びこれによる1号交付金の安定的な交付が見込まれる場合に限り、同意をするものとされた(法第23条の3)。

イ 交付金の交付の期限の再延長

都道府県又は指定市町村は、1号交付金の交付の期限を延長してもなお特例期限内に当該1号交付金を交付することが著しく困難であると見込まれるときは、当該1号交付金の特例期限を更に延長することができるものとするとともに、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算して3年を超えない範囲内で定めなければならないものとされた。

この場合における手続については、アと同様の手続が必要となる(法第23条の4、規則第38条)。

ウ 競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費への交付金の充当

都道府県又は指定市町村は、アにより1号交付金の交付の期限を延長した場合において、なお特例期限(イにより特例期限を延長した場合にあっては、その延長後のもの)内に当該期限の延長の対象となっている1号交付金(以下「特例対象交付金」という。)を交付することが著しく困難であると見込まれ、かつ、競馬の事業からの撤退をしたときは、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てることができることとされた(法第23条の6第1項)。

この場合において、当該都道府県又は当該指定市町村は、議会の議決を経て、特例期間の終了後1年以内に、競馬の事業からの撤退の日、競馬の事業からの撤退に伴う事務を行うために必要な期間、この期間内において競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費の総額、その経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額等を記載した書類のほか、議会の議決のあったことを証する書面を添付して、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないものとされた(法第23条

の6第2項及び第3項、規則第39条)。

競馬の事業からの撤退をした都道府県又は指定市町村であって、当該撤退に伴い必要となる経費に特例対象交付金を充てることについて農林水産大臣の同意を得ていたものが再び競馬の開催をしようとするときは、協会に対し一定の金額を交付しなければならないこととされた(法第23条の6第5項)。

(3) 留意事項

ア 事業収支改善計画の確実な履行

都道府県又は指定市町村は、事業収支改善計画に従って競馬の事業を実施しなければならないものとされており、事業収支改善計画については確実に履行されたい(法第23条の5)。

イ 事業収支改善計画の内容

競馬の事業の収支の改善に必要な方策として、中長期的にみて競馬の事業の収支の改善に資する方策を定めることが必要である。

ウ 競馬の事業の収支の算定

農林水産大臣の同意は、競馬の事業の収支について、官庁会計ではなく企業会計により行うこととしており、農林水産大臣へ提出される書類については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されたい。

2 競馬連携計画の認定と当該計画に基づいて行う事業に対する支援

(1) 制度の趣旨

地方競馬においては個々の主催者がそれぞれ競馬場・競走馬・職員等の競走資源を有しており、このことが高い経費構造を生み出してきている。

このため、地方競馬主催者(都道府県又は指定市町村)間において、共同して、競馬開催日の日程調整、競走番組の体系化、競走馬・職員等の共通化等の調整、場外設備の共同設置、トータリゼータシステムの共同開発等の事業の実施を総合的かつ計画的に行っていくことにより、個々の主催者ごとの事業収支の改善を図り、地方財政への一層の貢献を図っていくため、計画制度を創設することとされた。

また、地方競馬主催者間で組織する協議会を設置し、当該協議会における定期的な協議を通じ、主催者間の意思疎通を円滑ならしめるとともに、計画の進捗状況や効果を相互に確認することとされた。

地方競馬主催者が行う共同事業の実施に要する経費については、その一部について協会から助成することとされた。

(2) 制度の概要

ア 都道府県又は指定市町村は、共同して、競馬の実施に関し相互に連携を図り、その事業の収支の改善を図るための計画(以下「競馬連携計画」という。)を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができるものとされるとともに、競馬連携計画には、競馬連携計画の目標、競馬連携計画の期間、競馬連携計画の実施によ

る当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標、 当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成その他についての調整に関する事項、 当該都道府県又は当該指定市町村が共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業に関する事項、 当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項等を定めるものとされ、当該認定の申請の際には当該協議会の規約を添付しなければならないものとされた。

農林水産大臣は、当該競馬連携計画がその実施により当該都道府県又は当該指定市町村の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとされた（法第23条の7、規則第40条等）。

イ 農林水産大臣は、アの認定を受けた都道府県又は指定市町村（以下「認定都道府県等」という。）が当該認定に係る競馬連携計画（以下「認定競馬連携計画」という。）に従って競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとされた（法第23条の8）。

ウ 協会は、認定都道府県等が認定競馬連携計画に基づいて行う事業につきその経費を補助する業務（以下「競馬連携補助業務」という。）を行うものとされた（法第23条の28）。

また、協会は、競馬連携補助業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、競馬連携勘定を設けて整理するものとされた（法第23条の34）。

(3) 留意事項

ア 競馬の事業の収支の算定

競馬連携計画の認定は、競馬の事業の収支について、官庁会計ではなく企業会計により行うこととしており、農林水産大臣へ提出される競馬連携計画については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されたい。

なお、法第23条の7第3項第2号の「競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること」とは、競馬事業の収益率（収入合計額から支出合計額を控除した額を収入合計額で除した百分率）が2ポイント以上改善されることが見込まれることとする。

イ 競馬連携補助業務

認定競馬連携計画に記載された事業につき、協会から経費の補助を受ける場合の具体的な手続については、認定都道府県等は、毎事業年度、協会に対し補助の申請をすることが必要となるので、留意されたい。

本制度は、競馬の事業の収支の改善を図るためのものであることから、協会が行う競馬連携補助業務は、中長期的にみて競馬の事業の収支の改善に資する事業につきその経費を補助することとなる。

なお、競馬連携補助業務に必要な経費の財源に充てるため、5年間に限り、協会の勘定間の繰入れ及び競馬会から協会への資金の交付が行われることとなっており、都道府県又は指定市町村にあっては、この5年間に競馬の事業の収支の改善を達成

することが期待される。

3 協会の行う業務に必要な資金の確保

(1) 協会における勘定間の繰入れ

協会は、平成17年度から平成21年度までの5年間に限り、競馬連携補助業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を、畜産振興勘定から競馬連携勘定へ繰り入れることができることとされた（法附則第5条第1項）。

上記の承認の申請をしようとする協会は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付されたい。

ア 畜産振興勘定から競馬連携勘定へ繰り入れる時期及び金額並びにその必要性

イ 畜産振興勘定及び競馬連携勘定ごとの収支の状況及びその見通し

(2) 競馬会から協会への資金の交付

競馬会は、平成17事業年度から平成21事業年度までの5年間に限り、協会が行う競馬連携補助業務及び競走馬生産振興業務（地方競馬の事業からの撤退、認定競馬連携計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。）に必要な経費の財源に充てるため、特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとされた（法附則第5条第2項）。

(3) 競走馬生産振興業務に係る勘定

協会は、競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、競走馬生産振興勘定を設けて整理しなければならないものとされた（法附則第6条）。

第4 勝馬投票類似の行為の特例

(1) 勝馬投票類似の行為の特例

競馬会の職員は中央競馬の競走に関し、都道府県又は指定市町村の職員は地方競馬の競走に関し、農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができるものとされるとともに、農林水産大臣は、勝馬投票類似の行為をさせて財産上の利益を図る行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、その許可をしてはならないものとされた（法第29条の2）。

また、競馬会の職員による許可の申請は、競馬会の理事長を経由して行わなければならないこととされた（規則第60条）。

これは、地方公共団体の職員ではない競馬会の職員については、許可の申請を競馬会の理事長を経由して行わせることにより、競馬会の組織としての行為であることを確保するためのものである。

上記の許可の申請をしようとする競馬会、都道府県又は指定市町村の職員は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付されたい。

ア 勝馬投票類似の行為をする場所（名称、所在地）及び年月日

- イ 勝馬投票類似の行為をする必要性
- ウ 申請者及び随行者の氏名、職名及び略歴
- エ 都道府県警察との連絡調整の状況

なお、農林水産大臣の許可を受けて行う勝馬投票類似の行為は、司法捜査上の要請により行われるものではない。

(2) 留意事項

ア 勝馬投票類似の行為の特例の許可に当たっての確認

勝馬投票類似の行為の特例の許可に当たっては、都道府県警察へ事前に連絡するなど、都道府県警察との連絡調整を行ったことについても確認することとしている。

イ 勝馬投票類似の行為をするに当たっての注意

競馬会、都道府県又は指定市町村の職員は、許可を受けて勝馬投票類似の行為をする場合には、情報管理を徹底するなどにより、その安全性について十分に配慮するとともに、当該行為に使用する金額については、必要最小限の額とされたい。

ウ 勝馬投票類似の行為をした場合の農林水産大臣への報告

競馬会、都道府県又は指定市町村の職員は、許可を受けて勝馬投票類似の行為をした場合には、遅滞なくその結果について農林水産大臣に報告されたい。

エ 都道府県警察との連絡調整

競馬会、都道府県又は指定市町村は、勝馬投票類似の行為の特例の許可の申請前、許可後、許可を受けての勝馬投票類似の行為後における都道府県警察への連絡など、都道府県警察との連絡調整を図られたい。その際に都道府県警察から提供された情報について十分に留意するとともに、その管理の徹底を図られたい。

できごと

平成16年12月

12月16日	NARグランプリ優秀馬選定準備委員会
12月17日	第3回免許試験委員会
12月21日	第4回馬主登録審査委員会